

7月1日から

福祉医療の受給者証を更新します

※2年以上続けて非該当となる方には、送付希望がない場合通知書を送付しません。

福祉医療とは、乳幼児や小・中学生、母子家庭、障害のある方、一定の要件を満たした高齢者などの皆さんのが医療保険診療における自己負担分の一部を、県と市で助成する制度です。

《問合せ》市民課

☎ 21-1906-61または各振興局市民福祉課

6月下旬に新しい受給者証を郵送します

有効期間が
6月30日(木)
までの「福祉医療費受給者証」
(黄色色)を持ち、
引き続き受給

資格のある方には、6月下旬に新しい受給者証(ライトグリーン色)を郵送します。

7月以降は、新しい受給者証を健康保険証と併せて医療機関などに提示してください。
また、所得制限などで受給対象とならなかつた方には、
所得課税証明書は、1月1



▼ 次の方は、新たに受給資格を有しますので、問合せ窓口で申請してください。
▼ 昨年まで所得制限などで非該当となっていたが、7月1日から該当する方
▼ その他、受給資格要件を満たしているが、未申請の方
※ 申請手続きには、印鑑、健康保険証等が必要です。

新たに受給資格を有する方へ

1月2日以降に転入した方等へ

1月2日以降に転入した方
(本人、配偶者、扶養義務者)
および市外に住んでいる扶養義務者は、平成28年度所得課税証明書(平成27年中の所得)の提出が必要です。
※所得課税証明書は、1月1

《福祉医療費助成制度》(7月1日から)

制度	対象者	所得制限 (平成27年中の所得)	一部負担金		
			区分	自己負担割合	負担限度月額
老人医療	65~69歳	世帯員全員が市民税非課税であり、かつ対象者本人の年金収入を加えた所得が80万円以下の方	II ※1	2割	外来 12,000円 入院 35,400円
			I ※1	2割	外来 8,000円 入院 15,000円
			【一般】		外来※2 800円 入院※4 3,200円
					外来※2 400円 入院※4 1,600円
母子家庭等医療	18歳(高校等在学中は、20歳)到達後の最初の3月末日までの母子(父子)家庭の子とその保護者または遺児	児童扶養手当が全部支給(満額支給)される方。低所得者は一部支給基準内であれば対象※5	【低所得】		外来※2 400円 入院※4 1,600円
					外来※2 600円 入院※4 2,400円
			【一般】		外来※2 400円 入院※4 1,600円
					外来※2 400円 入院※4 1,600円
重度障害者医療	・身体障害者手帳1・2級の方 ・療育手帳A判定の方 ・精神障害者保健福祉手帳1級の方	本人や扶養義務者等の市民税所得割の合計額が、23万5千円未満であること	【低所得】		外来※2 400円 入院※4 1,600円
高齢重度障害者医療	重度障害者医療の資格要件を満たす後期高齢者医療制度の被保険者				外来※2 400円 入院※4 1,600円
乳幼児等医療	小学3年生以下の子ども		—		外来※2 400円 入院 無料
こども医療	小学4年生~中学生				外来※3 2割負担 1,600円 入院 無料

※1 昭和24年6月30日以前生まれの方は、【区分II】2割負担(外来8,000円、入院24,600円) 【区分I】1割負担(外来8,000円、入院15,000円)

※2 外来の自己負担限度額は、1医療機関・1薬局ごと(月2回まで)

※3 外来の自己負担限度額は、2割負担で、1医療機関・1薬局ごと1,600円まで

※4 母子家庭等・重度障害者医療の中学生以下の入院は、医療機関で自己負担限度額を支払い後、申請で自己負担限度額分を払い戻し

※5 低所得とは、所得制限基準の判定対象となる方の全員が市民税非課税者で、年金収入を加えた所得80万円以下の方



日現在で住所があつた市区町村で入手してください。

自己負担についての 議論

▼中学校(併育所・幼稚園等)管理下で生じた
けが等、災害共済給付の対
象となる場合は、助成対象
外です。

▼他の公費負担医療の給付を
受ける場合は、助成対象外
です。

届け出のお願い

転居、転出、世帯構成の異
動、修正申告等があつた場合
は、受給資格が変わる可能性
がありますので、届け出が必
要です。

▼兵庫県外の医療機関では受給者証を使用できません。いつたん健康保険の自己負担額を医療機関窓口で支払った後、問合せ窓口に領収書等を持参し、福祉医療費の支給申請をしてください。

▼健康保険適用外の費用(健

康診料・予防接種・入院料の差額ベッド代・食事代などは、助成対象外です。

▼学校(保育所・幼稚園・小・中学校等)管理下で生じたけが等、災害共済給付の対象となる場合は、助成対象外です。

▼他の公費負担医療の給付を受ける場合は、助成対象外です。

両制度とも同じ医療機関でも、医科（外科、内科など）と歯科はそれぞれ自己負担が必要です。
その他 交付申請などの手手続きは不要です。

▼ 開始	7月1日(土)
▼ 対象	中学生以下の子ども
▼ 内容	外来にかかる医療費助成を次のとおり拡充
▼ 乳幼児等医療費	機関、1薬局につき、1日400円まで(月3回以上受診した場合、3回目以降の受診は無料)
▼ ことも医療費	1医療機関、1薬局につき、月額1600円まで

市は、医療保険制度の相
互扶助の考え方のもとで、
子育て世代への経済的な応
援として、子ど
もの医療費助成
を拡充します。

注目! 子どもの医療費助成を拡充

《自己負擔限度額等》

	6月30日まで	7月1日から
乳幼児等医療 (小学3年生以下)	一般 800円 低所得 600円	一律 400円
こども医療 (小学4～中学3年生)	2割	2割負担 月額負担限度額 1,600円 1医療機関等ごと

毎日の米とぎ水で花潤う
ごみへらす料理方法考え
て
故障した携帯の中金(きん)
がある
チェックした身近なものに
エコがある
エコエコと声かけ合おう家
ぐるみ
（としちゃん）
誉めるなら言うなその先け
どどでも
握手するひとの命がつきる
まで
（三江澄子）
絵手紙の画材使って鍋にす
る
使つても貯めたポイント期
限切れ
（三木道子）
日本発もつたひないが共通
語
（右田俊郎）
考えて衝動買いの物の先
（水野源夫）
がま口と買い物カゴがセピ
ア色
（UKEA）
旧庁舎一部残して新庁舎
(ハタ谷の栎)
人の手と心がこもる米の
粒
（のん）
すぐ捨てずちょっと考えり
サイクル
（武藤哲）
何年も付けて変わらぬ化粧
品
（臨海和笑）
（道）
（丸尾カヨ）
（丸尾文子）
（三浦健司）
（三江澄子）
（三江登）
（颯爽）
（三木道子）
（右田俊郎）
（水野源夫）
（UKEA）
（ハタ谷の栎）
（のん）
（武藤哲）
（臨海和笑）
（道）

もったいない川柳応募作品紹介(一般の部、氏名またはペンネーム・敬称略)

ごみとなる母の着物を洋服に
もつたいない包みきれない人の愛
チューナーを宣伝しないデジタル化
限りある資源が諭す生き手
リサイクルを通じて伸ばす企
画力
捨てる前今一度見てリサイ
クル
ほうそう紙裏の白紙で計算
し
見限らず知恵と工夫で長ら
える
（かみふうせん）
エコの為気持ちを込めても
つたない
（山縣敏夫）
エコと言うけちな暮らしだ
今日も生き
（山内祐次）
少しだけ不便な方が知恵も
湧く
（山下秀明）
晴れなのに寝てるだけでは
もつたない
（山田仁美）
風呂水も洗濯水に様変り
（山根早苗）
再利用エコに拍車かけてみ
る
（山根房子）
エコ系が母の口ぐせベスト
3
物価高庭に咲くのは野菜だ
け
（山本佳世子）
（村尾いつ子）
（村尾八重子）
（本木和彦）
（盛重力哉）
（森下誠）
（森本七重）
（矢熊久美子）
（山内祐次）
（山下秀明）
（山田仁美）
（山根早苗）
（山根房子）
（山野大輔）